

VI 畜産の部 解説

この部には、「畜産統計調査」による主要家畜の飼養戸数及び飼養頭羽数に関する統計と、「牛乳乳製品統計調査」による牛乳及び乳製品の生産に関する統計を掲載した。

1 調査の概要

(1) 畜産統計調査

ア 調査の目的

この調査は、主要家畜（乳用牛、肉用牛、豚、採卵鶏及びブロイラー）に関する飼養戸数、飼養頭羽数等を把握し、我が国の畜産生産の現況を明らかにするとともに、畜産行政の推進に資する資料を整備することを目的としている。

イ 調査（集計）の期日

(ア) 乳用牛及び肉用牛

令和4年2月1日現在で集計を行った。

(イ) 豚、採卵鶏及びブロイラー

令和4年2月1日現在で調査を行った。

ウ 調査の方法

乳用牛及び肉用牛については、牛個体識別全国データベース（牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成15年法律第72号）第3条第1項の規定により作成される牛個体識別台帳に記載された事項その他関連する事項をデータベースとしたもの。）及び（一社）家畜改良事業団が集計分析した乳用牛群能力検定成績等の情報により集計する加工統計である。

豚、採卵鶏及びブロイラーについては、飼養者を対象に標本抽出し、調査票を郵送により配布・回収する自計調査の方法により行った。なお、報告者の協力が得られる場合は、オンライン調査システムにより回収する自計調査の方法も可能とした。

(2) 牛乳乳製品統計調査

ア 調査の目的

この調査は、牛乳及び乳製品の生産に関する実態を明らかにするとともに、畜産行政に必要な基礎資料を得ることを目的としている。

イ 調査の時期

調査対象期間は、毎年1月1日から12月31日までの1年間。

なお、処理工場数は毎年12月31日現在で把握した。

ウ 調査の方法

農林水産大臣が委託した民間業者が牛乳処理場及び乳製品工場（アイスクリームのみを製造する工場のうち、年間5万リットルに満たない工場等を除く。）を対象に、郵送により調査票を配布し、郵送若しくはファクシミリにより回収する自計調査又はオンラインにより回収する自計調査として実施した。

2 用語の解説

(1) 乳用牛

搾乳を目的として飼養している牛及び将来、搾乳牛に仕立てる目的で飼養している子牛をいう。したがって、本統計の対象はめすのみとし、交配するための同種のおすは除いた。

乳用牛、肉用牛の区分は、品種区分ではなく、利用目的によることとし、めすの未經産牛を肉用目的に肥育しているものは肉用牛とした。

ただし、搾乳の経験のある牛を肉用に肥育（例えば老廃牛の肥育）中のものは乳用牛とした。

(2) 肉用牛

肉用を目的として飼養している牛をいう。

肉用牛、乳用牛の区分は、利用目的によって区分することとし、乳用種のおすばかりでなく、未經産のめす牛も肥育を目的として飼養している場合は肉用牛とした。

(3) 肥育豚

自家で肥育して肉豚として販売することを目的として飼養している豚をいい、肥育用のもと豚として販売するものは含まない。

(4) 子取り用めす豚

生後6か月以上で子豚を生産することを目的として飼養しているめす豚をいい、過去に種付けしたことのある豚及び近い将来種付けをすることが確定している豚をいう。

(5) 採卵鶏

2 畜産の部_解説

鶏卵を生産することを目的として飼養している鶏をいう。

(6) 種鶏

採卵用のひなの生産を目的として、種卵採取を行うための鶏をいい、おすは含めた。

(7) ブロイラー

当初から「食用」に供する目的で飼養し、ふ化後3か月未満で肉用として出荷する鶏をいう。肉用目的で飼養している鶏であれば、「肉用種」「卵用種」の種類を問わないが、採卵鶏の廃鶏は含めない。

(8) 生乳生産量

初乳（分娩後5日内の乳）を除く生乳の総量をいう。処理場・工場に出荷された生乳の数量及び生産者の自家飲用や子牛ほ乳用などの出荷されない生乳の数量を含めた。

なお、生産者が疾病、薬剤投与等により生乳を廃棄した場合は、生産量に含まない。

(9) 牛乳等

飲用牛乳等に乳飲料、はっ酵乳及び乳酸菌飲料を加えたものを総称して牛乳等という。

「乳及び乳製品の成分規格等に関する省令」（昭和26年厚生省令第52号。以下「乳等省令」という。）では、乳飲料、はっ酵乳及び乳酸菌飲料は乳製品に分類しているが、これらは製造過程及び施設が飲用牛乳等と同一又は類似しており、流通も同一であることから、本調査では牛乳等として分類した。

(10) 牛乳

生乳以外のものを混入することなく、直接飲用又はこれを原料とした食品の製造若しくは加工の用に供する目的で販売する牛の乳で、乳等省令に沿って製造されたものをいう（以下の加工乳についても同様に、乳等省令に沿って製造されたものとする。）。

なお、本調査では、ロングライフミルク（LL牛乳）及び特別牛乳は牛乳に含まれる。

(11) 加工乳

生乳、牛乳又は特別牛乳若しくはこれらを原料として製造した食品を加工したもの（成分調整牛乳、はっ酵乳及び乳酸菌飲料を除く。）をいう。

(12) 成分調整牛乳

生乳から乳脂肪分その他の成分の一部を除去したものをいう。

(13) 乳飲料

生乳、牛乳又は特別牛乳若しくはこれらを原料として製造した食品を主要原料とした飲料をいう。

3 利用上の注意

この部に掲載した統計数値については、次の方法によって四捨五入しており、合計値と内訳の計が一致しない場合がある。

(1) 飼養戸数及び出荷戸数

原数	7桁以上 (100万)	6桁 (10万)	5桁 (1万)	4桁 (1,000)	3桁 (100)	2桁 (10)	1桁 (1)	
四捨五入する桁 (下から)	3桁	2桁	1桁	四捨五入しない				
例	四捨五入する前 (原数)	1,234,567	123,456	12,345	1,234	123	12	1
	四捨五入した数値 (統計数値)	1,235,000	123,500	12,300	1,230	123	12	1

(2) 飼養頭数

原数	7桁以上 (100万)	6桁 (10万)	5桁 (1万)	4桁 (1,000)	3桁 (100)	2桁 (10)	1桁 (1)	
四捨五入する桁 (下から)	3桁	2桁	1桁					
例	四捨五入する前 (原数)	1,234,567	123,456	12,345	1,234	123	12	1
	四捨五入した数値 (統計数値)	1,235,000	123,500	12,300	1,230	120	10	0

(3) 飼養羽数及び出荷羽数

1,000羽未満の表示単位未満を四捨五入した。

この部についての照会先

統計部 生産流通消費統計課

電話(076)263-2161 内線3646

直通(076)232-4895